

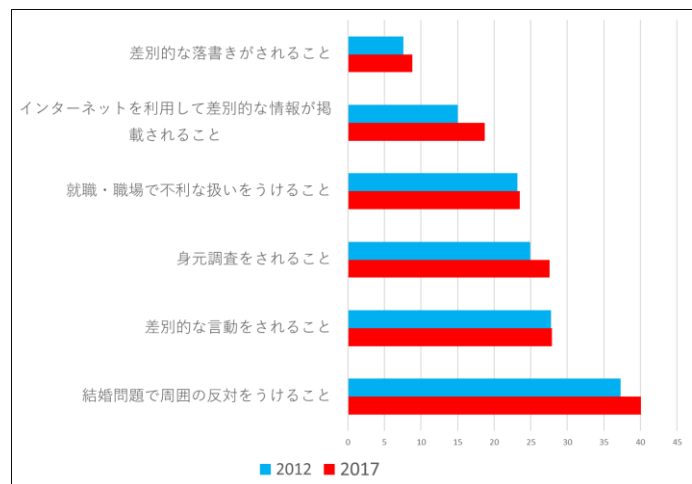
「雑草魂」 第 8 1 号

2021.3.1(月) 編集責任者：橋山 直記

義務教育最後の人権学習 ～結婚差別～

2/26(金) 中学校生活 9 回目となる最後の人権学習を行いました。これまでの人権学習では、1, 2 年生では学校生活や社会にある身近な差別の学習から始め、2 年生中盤では、今なお日本に残る部落差別の歴史を学びなおし、差別をすることは間違いであり、差別をなくしていかないといけないことを学習してきました。そして最後の人権学習では、これまでの学習を振り返りながら、平成 31 年に福岡県で「部落差別解消推進条例」が施行されたこと、部落差別に関してどのような人権問題が起きているかの 2012 年と 2017 年の実態調査(内閣府調査)を確認しました。

右のグラフからわかるように、これまでに差別は許されないもの、なくしていかねばならないものだと学校教育で学んでいるにもかかわらず、2012 年より 2017 年のほうが差別が増加されている実態がわかります。この背景には、インターネットの普及や部落差別の現実に対する認識不足など複数の要因があるといわれています。社会科の教科書では、「差別のない社会へ」という単元



で、1922 年全国水平社が創設されて以来、差別からの解放を求める運動がねばり強く進められてきたこと、その結果、政府の同和対策審議会の答申で、1965 年、同和問題が人間の尊厳にかかわる問題であり、早急な解決が国の責務であり、国民の課題であると明記され、同和対策事業特別措置法などによって、対象地域の生活環境はかなり改善されてきたこと、しかし今なお、就職や結婚などで差別が見られることを学習してきました。今回の実態調査のグラフから、差別はなくそうとしないとなくなること、差別や偏見をなくすために、正しい知識を学び私たちがこれからどのような行動をしていくかが大切になってきます。そこで、最後の人権学習では、グラフの一番下の項目「結婚問題で周囲の反対をうけること」の結婚差別について、みんなで考えていきました。

日本国憲法では、

憲法第 24 条第 1 項

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

と記されています。両性の合意のみに基づいて成立する結婚で、なぜ周囲の反対をうける差別の実態があるのでしょうか。ここに私たちがこれから考え、行動していかねばならない現実があります。次回、生徒の感想を中心に最後の人権学習のふりかえりを行っていきたいと思います。